

松浪地区まちぢから協議会 定期総会次第

日時 令和6年5月15日(水)午前9時30分～
場所 松浪コミュニティセンター2階 ホール1・2

茅ヶ崎市消防団第12分団からの報告について

1 開会（副会長）

2 総会の定足数報告

3 会長あいさつ

4 議長の選任について（副会長）

5 議事

(1) 議事録署名人の選任

(2) 議案第1号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会事業報告（P1～P13）

(3) 議案第2号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会決算報告（P14）

(4) 議案第3号 令和5年度松浪自治会館決算報告（P15）

(5) 議案第4号 令和5年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務事業報告（P16～P22）

議案第5号 令和5年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務決算報告（P23）

(6) 議案第6号 監査報告（P24）

(7) 議案第7号 松浪地区まちぢから協議会規約の改正について（P25）

(8) 議案第8号 令和6年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について（P26）

- (9) 議案第9号 令和6年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選
任について (P27)
- (10) 議案第10号 令和6年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 (P31~P32)
議案第11号 令和6年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案 (P33)
- (11) 議案第12号 令和6年度 松浪自治会館収支予算案 (P15)
- (12) 議案第13号 令和6年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務事業計画案 (P34~P40)
議案第14号 令和6年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務収支予算案 (P41)
- (14) その他

6 閉会 (副会長)

令和5年度 松浪地区まちぢから協議会 事業実施報告

1. 総会・運営委員会・役員会（第2・3水曜日9：30～12：00 松浪コミュニティセンター）

4月12日（水）	第1回役員会	5月17日（水）	定期総会
5月10日（水）	第2回役員会	5月17日（水）	第1回運営委員会
6月14日（水）	第3回役員会	6月21日（水）	第2回運営委員会
7月12日（水）	第4回役員会	7月19日（水）	第3回運営委員会
8月2日（水）	第5回役員会	8月16日（水）	第4回運営委員会
8月9日（水）	第6回役員会	9月20日（水）	第5回運営委員会
9月13日（水）	第7回役員会	10月18日（水）	第6回運営委員会
10月11日（水）	第8回役員会	11月15日（水）	第7回運営委員会
11月8日（水）	第9回役員会	12月20日（水）	第8回運営委員会
12月13日（水）	第10回役員会	1月17日（水）	第9回運営委員会
1月10日（水）	第11回役員会	2月21日（水）	第10回運営委員会
2月14日（水）	第12回役員会	3月20日（水）	第11回運営委員会
3月13日（水）	第13回役員会		

2. 主催及び関連行事等

期 日	行 事	場 所	開催可否	主催等
8月（土曜日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校	開催	体振
9月（土曜日）	市民集会	松浪コミュニティセンター	開催	○
10月（日曜日）	地区市民体育祭	松浪小学校	開催	体振
10月（日曜日）	福祉ふれあいまつり	松浪小学校	開催	社協
10月（日曜日）	コミセンまつり	松浪コミュニティセンター	開催	○
11月（日曜日）	地区防災訓練	松浪小・中学校	開催	○
1月（土曜日）	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター	開催	○
2月（土曜日）	ふれあいネットワーク交流会	松浪コミュニティセンター	開催	社協
2月（水曜日）	視察研修	神奈川県温泉地学研究所（小田原市）	開催	○

○は主催（共催）事業

3. 松浪朝市（第1・第3日曜日 8：00～9：00）

4月 2・16	7月 2・16	10月 1・15	1月 21
5月 7・21	8月 6・20	11月 5・19	2月 4・18
6月 4・18	9月 3・17	12月 3・17	3月 3・17

4. 海岸清掃 美化 クリーンキャンペーン

・6月4日（日曜日）

5. 部会

開催日時	会議	備考
通年	防災対策部会	P4参照
通年	自治会長部会	P6参照
通年	市民安全部会	P6参照

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和5年度 松浪地区まちぢから協議会事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月12日	第1回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 令和5年度の補助金について
5月10日	第2回役員会	(1) 教職員歓送迎会について (2) 総会の議案について (3) 運営委員会の議題について (4) 令和5年度の補助金について
5月17日	定期総会	議案第1号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会事業報告 議案第2号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会決算報告 議案第3号 令和4年度松浪自治会館決算報告 議案第4号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告 議案第5号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告 議案第6号 監査報告 議案第7号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会公募委員の選任について 議案第8号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について 議案第9号 令和5年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について 議案第10号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 議案第11号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案 議案第12号 令和5年度 松浪自治会館収支予算案 議案第13号 令和5年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案

		議案第14号 令和5年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案
5月17日	第1回運営委員会	(1) 各部長等の選任について
5月24日	新任研修会	(1) まちぢから協議会について
6月14日	第3回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 市民集会について (3) 七夕コンサートについて
6月21日	第2回運営委員会	(1) 地域福祉課より報告 (2) 盆踊りの開催について (3) 市民集会について (4) 七夕コンサートについて (5) コミセンまつりについて
7月12日	第4回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) コミセンわくわくDAYについて (3) 盆踊りの開催について
7月19日	第3回運営委員会	(1) 市民集会について (2) コミセンわくわくDAYについて (3) 盆踊りについて (4) コミセンまつりについて
8月2日	第5回役員会	(1) 市民集会のテーマについて
8月9日	第6回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 市民集会について (3) 盆踊りについて (4) コミセンまつりについて
8月16日	第4回運営委員会	(1) 市民集会について (2) 盆踊りについて (3) コミセンまつりについて
9月13日	第7回役員会	(1) コミセンまつりについて (2) 防災フェアについて (3) 運営委員会の議題について
9月20日	第5回運営委員会	(1) 市民集会について (2) コミセンまつりについて (3) 防災フェアについて
10月11日	第8回役員会	(1) コミセンまつりについて (2) 防災フェアについて (3) 運営委員会の議題について
10月18日	第6回運営委員会	(1) コミセンまつりについて (2) 地区防災訓練について

11月8日	第9回役員会	(1) コミセンまつりの振り返りについて (2) 防災フェアについて (3) 賀詞交歓会について (4) 運営委員会の議題について
11月15日	第7回運営委員会	(1) コミセンまつりの振り返りについて (2) 防災フェアについて (3) 賀詞交歓会について
12月13日	第10回役員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 運営委員会の議題について
12月20日	第8回運営委員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 視察研修について (3) コミュニティセンター優先予約について
令和6年1月10日	第11回役員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 視察研修について (3) 運営委員会の議題について
1月17日	第9回運営委員会	(1) 自治会長部会について (2) 視察研修について (3) 各団体における次年度の体制について
2月14日	第12回役員会	(1) 視察研修について (2) さくらコンサートについて (3) 運営委員会の議題について
2月21日	第10回運営委員会 (視察研修)	(1) 自治会長部会の報告 (2) さくらコンサートについて
3月13日	第13回役員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について (3) 各構成団体(自治会等)の次年度の総会について (4) さくらコンサートについて
3月20日	第11回運営委員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について (3) さくらコンサートについて

(2) 防災対策部会(防災訓練実行委員会)

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月17日	準備委員会①	・参加者：防災対策部会部会長 上原新一 副部会長 谷口 哲、事務局(2名) ・今後の運営方針の打合せ
5月25日	第1回防災対策部会	・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災 対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長 (2名)、14自治会長参加 ・会長、副会長、全自治会長全員一致で防災 対策部会長、副部会長選出

		<ul style="list-style-type: none"> ・各2名の委員選出要請 ・年間スケジュール提示 ・訓練概要案の提示 ・小学校区、中学校区拠点長確定
6月28日	準備委員会②	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、 ・防災訓練時間割案検討 ・イベント型訓練内容の提示 ・シンポジウム、マップ発表会概要
7月20日	第2回防災対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、防災対策部会委員(26名) ・小学校区拠点長：松一 佐久間副会長 中学校区拠点長：富士見町 佐藤会長を選定 ・訓練(起震車、煙体験実施)の選定要請 ・シンポジウム、マップ発表の概要説明 ・炊出し実施説明
8月31日	準備委員会③	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長(2名) ・実行委員(2名)、通信委員(1名)、炊出し委員(2名)全自治会より選任要請 ・予算概要(収支関係) ・通信訓練概要 ・炊出し関係概要
9月21日	第3回防災対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長・副拠点長(4名)、防災対策部会員(25名) ・③準備委員会内容の共有化
10月12日	小学校区臨時会議	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：防災対策部会長(1名)、小学校区拠点長、副拠点長、実行委員(12名) ・配置図の確認 ・集合場所、時間確認 ・個別訓練 ・シンポジウム関係 ・炊出し等全般の共有化と確認
10月12日	準備委員会④	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長・副拠点長(4名) ・中学校区のタイムスケジュール確認 ・諸訓練のリーダー、補佐の明確化 ・種々詳細事項の確認及び共有化
10月26日	第4回防災対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長・副拠点長(4名)、防災対策部会

		員(4名) ・④準備委員会内容の共有化 ➡ 全体スケジュール---事務局説明 小、中学校区-----各拠点長説明 ・各自治会責任者へのお願い提示
11月17日	炊出し最終確認会議	・参加者：防災対策部会長(1名)、拠点長・副拠点長(4名)、小・中学校炊出し責任者(2名) ・炊出し関係の詳細・共有化
11月19日	最終準備委員会⑤	・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長・副拠点長(4名) ・『防災フェア』開催の最終確認
11月26日	松浪地区防災訓練(『まつなみ防災フェア』開催)	・参加者：全体579名(安否確認結果)(参加率) 小学校-382名 7自治会 (73%) (9.7%) 中学校-197名 7自治会 (41%) (4.5%)
12月21日	第4回防災対策部会(最終)	・参加者：まちぢ会長・副会長(2名)、市防災対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長(2名)、拠点長・副拠点長(4名)、防災対策部会員(18名) ・令和5年度の防災訓練(まつなみ防災フェア)の報告と反省事項
毎月の運営委員会	運営委員会	・浜竹二丁目自治会 吉田副会長より報告

(3) 自治会長部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月17日	まちぢから協議会運営委員会	令和5年度第1回運営委員会にて自治会長部会長を選出
7月22日	運営委員会	自治会運営に関するフリートーキング会
7月22日	歓送迎会	新旧自治会長の歓送迎会 市長参加・一喜にて
令和6年1月18日	運営委員会	要支援者の対応に関して市防災対策課・高齢福祉課との意見交換
毎月の運営委員会	運営委員会	各自治会の活動報告 自治会運営の諸問題の意見

(4) 市民安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年 5月17日	まちぢから協議会運営委員会	市民安全部会長を選出
6月21日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	特殊詐欺神奈川県下の発生状況 被害 20件 茅ヶ崎市は56署中6位 自転車も道路交通法が適用される ヘルメット着用

7月19日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	市消費生活相談から多発している詐欺事案についてチラシを入手し、各自治会長に配布
8月16日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	消費者センターによせられた平成4年度の相談事案等について市に照会し。得た資料を各自治会長に配布
11月15日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	「振り込み詐欺防止」の幟旗及びポスターを購入、各自治会に配布
12月20日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	茅ヶ崎警察署発行の防犯だより詐欺に注意を各自治会長に配布
令和6年 2月21日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	放置自転車の取り扱い 茅ヶ崎警察署生活安全課で防犯に関する出前講座受付中
3月20日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	近い将来自転車の交通違反に対し青切符が交付される

2 事業の実施

日付	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和5年 8月	共催：地区体育振興会	盆踊り大会・模擬店	
9月	主催	市民集会	【テーマ】 ごみ問題について 防災関係について 参加者数52名
10月	共催：地区体育振興会	地区市民体育祭	
10月	共催：地区社会福祉協議会	福祉ふれあいまつり	
10月	主催	コミセンまつり	参加者数約920人
11月	主催	防災フェア	松浪小・中学校で実施、参加者数約600人
令和6年 1月	主催	賀詞交歓会	参加者数71人
2月	共催：地区社会福祉協議会	ふれあいネットワーク交流会	参加者数54人
2月	主催	研修会	神奈川県温泉地学研究所 「地震と津波」に関する講話 及び見学 参加者数19名

(1) 市民集会

実施日 令和5年9月9日(土)

参加者 運営委員含む一般参加者(35名)＋市議会・県議会議員(5名)＋行政(12名)
＝計52名

概要 事前に地域の皆さまから意見・質問を募集してテーマを絞り、松浪地区まちぢから協議会及び地区住民と行政とで意見交換を行った。

内容 事前に募集したなかで最も多かったテーマを「ごみ問題について」と「防災関係について」の2つに絞って意見交換を行った。「ごみ問題について」では、ごみ集積場問題を、「防災関係について」では、防災無線及び在宅避難の支援体制について資源循環課、環境事業センター、防災対策課と活発な質疑や意見交換を行った。



(2) コミセンまつり

実施日 令和5年10月29日(日)

参加者 約920人

概要 当日、朝方に降った雨のせいで、序盤は客足が少なかったものの、午後になると多くの地域住民の方で賑った。

内容 ちえりこさんの似顔絵、子どもたちの楽しみとして、ヨーヨー釣りやわなげなど縁日、ステージショーでは、松浪コミセンで活動する様々なサークルによる発表、フリースペースではサークルの作品やプログラミングコーナーなど、子どもからお年寄りまで楽しめる催しを実施。



(3) まつなみ防災フェア

実施日 令和5年11月26日(日)

参加者 約600人

概要 「地域の皆様に気軽に参加していただきたい」という思いから、松浪地区防災訓練とは呼称せず、「まつなみ防災フェア」として開催した。

内容 起震車体験、防水訓練、中学生の防災発表、また、新しいイベントとして、シンポジウム、マップ発表会、炊き出しなどを実施した。参加者に避難所のイメージをしてもらうことができた。



(4) 賀詞交歓会

実施日 令和6年1月14日(土)

参加者 71人

概要 新年の門出を祝い、松浪地区で活動する自治会をはじめとした地域の団体、市長をはじめ関係する行政職員、地区内の小中学校、市議会議員、市社会福祉協議会など多くの方々が一堂に会し、顔の見える関係づくりと今後の松浪地区の発展を願い開催した。

内容 来賓あいさつ、参加者の自己紹介を行い、お弁当を会食することができた。



(5) 研修会

実施日 令和6年2月21日(水) @神奈川県温泉地学研究所

参加者 18人+市民自治推進課1人=計19人

概要 地震火山災害の軽減や、地下環境の保全に関する様々な研究をしている神奈川県温泉地学研究所にて視察研修を実施した。

内容 研究員の方より、「地震と津波」に関する講話を1時間程度行っていただいた後、研究所内の施設を見学した。令和6年1月に発生した能登半島地震の発生もあり、地震に対する防災意識がより高まった。



3 その他の取り組み

(1) 活動の広報

ア 広報「まつなみだより」発行业業

* 6月15日(第29号)、12月15日(第30号)、3月15日(第31号)

* まちぢから協議会の活動状況や各団体のお知らせを全戸配布にて周知・啓発した。

配布先：地区内小中高等学校(松浪小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校・松浪中学校・浜須賀中学校・アレセア湘南中学高等学校)各校に40~70部を配布した。また、3施設(小和田公民館・茅ヶ崎市辻堂駅前出張所・藤沢土木事務所汐見台庁舎)には配架もお願いした(配架分を含め20~50部)。

イ HPの運営

* 広報誌のデータや各団体の資料などをリニューアルした松浪地区まちぢから協議会のHPの中で保管・管理。

* 1日平均閲覧件数 11~14

* 1ヶ月平均記事記載件数 7~8件

(2) 特定事業の実施について

ア 広報紙「まつなみだより」の発行业業

上記(1)活動の広報 アのとおり

(3) その他

ア 松浪コミュニティセンター管理運営事業

指定管理を受けている松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営については、別途市へ報告を実施している。

特定事業の概要（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

松浪地区まちぢから協議会では、ホームページによって、協議会の情報発信に努めているところですが、地域の住民の方々の中には、ホームページを閲覧できない環境の方もたくさんいます。

広報紙による松浪地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動に興味をもってもらうことが重要であると考えており、本事業の実施に至りました。

（１）事業の概要

◆事業概要

松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全戸配布します。

◆事業の内容

- ・発行回数：3回／年（6月15日号、12月15日号、3月15日号）

◆仕様

- ・A4・4頁、二つ折り加工、両面カラー刷り
- ・コート73kg
- ・印刷部数は9,400部

【実施主体】 松浪地区まちぢから協議会

【企画・編集】 書記、広報委員会（PTA、公募委員等）

【印刷】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配付、公共施設等への配架等

（２）事業のねらい

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができます。

協議会が中心となり、地域住民への広報紙全戸配布やホームページの更新により、さまざまな情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味を持ってくれる人が増え、事業や部会に参加していただき、地域活動の推進につながることを期待しています。

（３）令和5年度実績

- ・3回発行（6月15日号、12月15日号、令和6年3月15日号）
- ・地区住民への全戸配布、地区小中学校、公共施設等への配架等
- ・日常が戻りつつあるなかで、各自治会、各団体、学校の活動や様子、地域の歴史などを盛り込み、地域に明るさと元気をもたらすことを意識した。
- ・令和5年4月より、松浪地区まちぢから協議会のHPを茅ヶ崎市まちぢから協議会が提供しているサイトを活用し、新しくリニューアルした。松浪コミセンやまちぢからの内容を充実させて、各自治会や団体もHPが立ち上げられるように促進している。
- ・一番の特徴は、「松浪ホームページ」をスマホで簡単に見ることができ、『あなたのポケットに松浪ホームページ』をキャッチフレーズに若者からお年寄りの方まで幅広い年齢層の方に利用していただけられることをめざしている。

特定事業実施報告書（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全戸配布しました。		
	活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
	実施体制	松浪地区まちぢから協議会書記、広報委員会	周知方法	全戸配布・公共施設等へ配架・ホームページ
	参加者数	広報発行対象（松浪地区） 10,377世帯	実施日	第29号 6月15日発行 第30号 12月15日発行 第31号 3月15日発行
事業の目的や効果は達成できましたか		松浪地区まちぢから協議会の活動状況について、周知することができました。また、単位自治会や各団体の記事を併せて掲載することにより、地区住民に対して、地域活動団体の取り組みを周知することができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		当初の計画どおり、事業を実施することができました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		当初の計画どおり、適正に支出しました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		各役員や広報委員であるPTAの皆さまのご協力により、各団体内でも意見を聞き、広報紙に反映し、事業を実施することができました。 また、地域住民に伝わりやすく、より興味・関心を持ってもらえるよう、レイアウト等についても創意工夫して取り組みました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		広報委員会が役割を分担し、学校関係の記事集めや写真撮影等を行い、精力的に活動を進めました。 また、松浪小学校の誕生秘話を紹介する「松浪地区さんぽ道」の継続的な連載、ごみ削減のため地域からアイデアを募集し掲載するなど、情報の幅を広げ、取材も積極的に行いました。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		まだまだ担い手の発掘には繋がっていませんが、まちぢから協議会の活動を地区内へ全戸配布して周知啓発を行っていることから、これからも発行を継続し、活動に興味を持ってもらえるよう事業を継続したいと考えています。		
課題と今後の展望について		例年課題となっている自主財源の確保については、引き続き地区内の事業所等にご協力をいただけるよう検討を進めます。 また、引き続き同仕様で広報紙を発行し、併せて定期的な更新によりホームページの充実にも取り組んでいきます。		

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	360,000	360,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	360,000	360,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	328,812	353,628	印刷委託（仕分け作業含む） （年間9,400部×3回） 第29号=A4両面9,400部（全戸配布） （税込117,876円） 第30号=A3両面9,400部（全戸配布） （税込117,876円） 第31号=A3両面9,400部（全戸配布） （税込117,876円）
予備費	31,188	0	
市へ返還		6,372	
計	360,000	360,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

令和5年度 松浪地区まぢから協議会 決算報告【令和5年4月1日～令和6年3月31日】

議案第2号

(単位:円) 令和5年3月31日

収 入			支 出		
項 目	予算	決算	項 目	予算	決算
繰越金	772,046	772,046	会議費	80,000	29,525
現金	13,077	13,077	事務費	10,000	33,434
普通預金	758,969	758,969	助成費	156,400	156,620
未払金			松浪小学校区青推協	104,720	104,940
分 担 金	447,000	447,000	緑が浜小学校区推進協	21,180	21,180
			汐見台小学校区推進協	30,500	30,500
受取利息	5	7	渉外費	100,000	97,900
雑 収 入	396,500	422,146	通信費	33,000	33,000
朝市懇親会	46,500	0	慶弔費	10,000	0
賀詞交歓会費・祝金	150,000	138,000	役員費	40,000	40,000
その他	200,000	75,000	雑費・消耗品費	5,000	4,020
研修参加費		209,146	事業費	1,255,000	1,140,442
補助金	750,000	734,328	市民集会	20,000	2,500
地区自治会連合会等	0	0	松浪朝市	75,000	2,318
地区防災訓練	140,000	130,700	賀詞交歓会	180,000	220,946
地域コミュニケーション活動	250,000	250,000	防災対策部会	240,000	194,476
運営等助成金			市民安全部会	50,000	36,850
特定事業助成金	360,000	353,628	自治会長部会	180,000	85,500
			広報委員会	10,000	0
			研修費	100,000	69,850
			コミュニケーション活動費	40,000	0
			特定事業助成金	360,000	353,628
			先生歓迎会		174,374
			予備費	20,000	0
			茅ヶ崎市へ戻し金	70,989	70,989
			次期繰越金	585,162	769,597
合 計	2,365,551	2,375,527	合 計	2,365,551	2,375,527

決算収入	決算支出	繰越金	(繰越金内訳)	益剰り収益	模擬店準備金
2,375,527	1,605,930	769,597	現金40141、普通預金 729456	-37,471	550,950
			588,421		益剰り通帳残

令和5年度 松浪自治会館 通期決算報告

<令和5年4月1日～令和6年3月31日>


令和5年度 通期決算				令和6年度予算	
収 入				収 入	
科 目	予 算	通 期	摘 要	予 算	摘 要
繰越金	391,994	391,994	現金(39,318) 普通預金(352,676)	305,935	
会館使用料	1,000,000	936,700	12ヶ月(R5年5月～R6年4月分)	1,000,000	12ヶ月(R6/5～R7/4月分)
受取利息	2	1	普通預金利息	1	普通預金利息
雑収入	0	0		0	
合 計	1,391,996	1,328,695		1,305,936	
支 出				支 出	
科 目	予 算(通期)	通 期	摘 要	予 算	摘 要
管理費	250,000	195,000	予約、カギ受渡し業務委託費、 清掃委託費、業務手当費、他	250,000	予約、カギ受渡し業務委託費、 清掃委託費、ピアノ調律費、他
電気料金	400,000	347,790	R5/3～R6/2 12ヵ月	400,000	12ヵ月(R6/3～R7/2月)
ガス料金	10,000	8,448	R5/4～R6/3 12ヵ月	10,000	12ヵ月(R6/4～R7/3)
上下水道料金	20,000	17,502	R5/2～R6/1 12ヵ月(2ヵ月毎)	20,000	12ヵ月(R5/2～R7/1)
事務費	20,000	9,743	印刷費、紙代、プリンターインク代	20,000	印刷費、紙代、プリンターインク代
消耗品費	50,000	24,743	トイレ用品(トイレットペーパー、洗剤等)	30,000	トイレ・清掃用品、消毒液、他
火災保険料	65,000	64,910	R2.10/30～R7.10/30(5年契約)4年目	65,000	5年契約4年目
消防用設備点検費	37,000	36,300	消防設備点検(9月、3月)	37,000	年2回実施
備品費	50,000	0		50,000	机買い替え、他
修繕費	400,000	312,100	階段波板取り替え工事、1・2階照明器具 LED取替え工事	400,000	大会議室床ワックスかけ、2階トイレ 枠修理、LED取替工事
修繕積立金	0	0		0	定期貯金
雑費	10,000	6,224	振込手数料、謝礼品	5,000	振込手数料など
予備費	79,996	0		18,936	
合 計	1,391,996	1,022,760		1,305,936	

収 入	支 出	繰越金	繰越金内訳		定期預金残高
1,328,695	1,022,760	305,935	現 金	普通預金	0
			2,078	303,857	

※令和5年度予約業務など管理委託費内訳 (年間)
 パールケア茅ヶ崎(@5,000×12ヵ月) 60,000
 ボランティアセンター(@5,000×12ヵ月) 60,000
 ボラセンサポーター(@4,000×12ヵ月) 48,000
 ￥168,000

令和6年4月19日

監査の結果、適正且つ正確に処理されていることを
証明致します。


監事 辻 俊子 

監事 

令和6年4月19日

以上の通り報告致します
松浪地区まちぢから協議会

会長 前田 積 

会計 真壁 敏雄 

令和5年度松浪コミュニティセンター事業報告

1. 管理運営業務の実施状況

ア、施設利用状況

- ・前年と比較すると会議室等の利用者総数は2割増。「子どもの家」の利用者総数は前年比1,5倍。カフェ+フリースペース利用者は、2時間ごとの定時集計ではあるが24%増の18,313人になっている。このことからコロナ期前の利用状況に戻りつつあるように思われる。

イ、コミセンの行事（まちぢから協議会主催等）

- ・事業計画に基づいた内容で概ね良好な事業を展開できた。当日の天候などにも左右された場面もあったが「コミセンまつり」や「春のさくらコンサート」も盛況に実施された。

ウ、予約状況

- ・前年と比較して2割増の利用状況。

エ、フリースペース利用状況

- ・中高生の定期試験期間や受験シーズンには、満席になる時もあり、24席から36席に増席した。

オ、図書館業務

- ・貸出返却業務はAM10時30分からが定着してきている。1月からの新システムによる貸出は一件もなかった。

2. 施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数・理由等、実施事業報告等）

ア、各部屋の利用者数

【利用者数】26,966人

前年度のような休館期間がなく、毎月コンスタントに部屋の利用があった。

月平均では約2,247人

イ、フリースペースの利用者数

【利用者数+カフェ】18,313人(前年比+125%)

ほぼ毎月1,500人を超える利用者があり、学生等の自習スペースとして定着している。

ウ、利用拒否等はなし

エ、実施事業報告等

- *「朝市」月2回、駐車スペースにて開催。3月には来場者に甘酒のサービスも行った。
- *「卓球開放(月1回予定)」と「コミセンまつり」予定通り実施した。

3. 管理運営に関する収支状況

別添収支決算書のとおり

4. 利用者からの意見聴取の状況

—利用者意見交換会にて意見を集約した結果—

- ① 特に音楽室の掃除機について要望あり。コードレス掃除機に変更した。また、各部屋の掃除機や掃除方法を変更し、引き続き利用者から利便性について声を待ちたい。
- ② 部屋の利用時間（現行では午前午後夜の3部制）について1枠の利用時間を分割して利用したいとの意見があった。現状では他館と予約システムが共通であるため変更は無理だが、市へは利用者の要望として提出していきたい。
- ③ Wi-Fi を充実させてほしい。
- ④ 部屋の予約をWEB抽選にして欲しい。
- ⑤ 駐車場を利用したい。一般利用者の駐車はできません。
- ⑥ 館内飲食についての要望があり、現在では緩和している。
- ⑦ コミセンでのイベントのアピール方法を考えてはどうかとの意見があり、現行の周知方法にさらに工夫を加えていきたい。
- ⑧ 利用団体の活動紹介を充実させてほしいとの意見があり、コミセンだよりやHPに掲載できるように準備している。

5. その他（管理の実態を把握するために必要な事項、次年度の管理運営に向けた展望等）

- 昨年同様に予約等の事務処理（施設予約システム）は現行のままで機能しているが、時々ではあるが機能が極端に遅くなったり、フリーズ状態になることもあった。AM10時の予約受付時にこの状態になると大変に苦労した。
- 今年度の施設利用の関しては、本来の集会施設としての機能を果たすことが出来るようになってきていると実感している。
- 令和6年度については、事業計画に沿った事業の実施に向けて、スタッフや協力者とのコミュニケーションを十分に行い、安心安全なものとなるように準備していきたい。

令和5年度子どもの家なみっこ事業報告

1 管理運営業務の実施状況

ア、令和5年度は感染症対策が緩和されたため、いままで出せなかった大型のトンネルや幼児用のブロック、着せ替え人形等を出したところ、幼児だけでなく小学生もよく遊んでいた。

イ、なみっこの事業

7月よりなみっこおはなし会を月に一度のペースで再開した。

近隣の保育園に声をかけたところ、何回かは保育士が付き添って10人ほどの園児が来館した。

平均すると2~3組の親子の参加であるが、毎回子どもだけでなく若い母親の癒やしになっているように見受けられた。

ウ、壁装飾は、色鉛筆の提供ができるようになったことにより、大きな台紙に小さな塗り絵を貼って毎月一つの作品を完成させる参加型と、季節感や日本の伝統に少し触れられるような内容の展示を作成した。

エ、保護者が利用者名簿を記入する台の下の幼児が手が届く場所にめくって遊べる展示を作ったことで保護者が落ち着いて名簿の記入が出来るようになった。

2 施設の利用状況（利用者数、実施事業報告等）

ア、利用数

子ども 3501名 大人 1267名 合計 4768名

月平均で397名の利用があり、特に9月は449名と盛況であった。

松浪小学校の高学年の児童が夏休みごろから多く来室し、連日子ども用の卓球台で遊んでいた。

子育てサークル等でコミュニティーセンターの部屋の利用の前後の来室や併設のコミセンカフェを利用しながら長時間滞在する親子が増えた。また近隣保育園の保育終了後に来室する親子の利用も増加した。

イ、浄水器は持参の水筒での利用に限定している。

3 管理運営に関する収支状況

別添収支決算書のとおり

4 利用者からの意見聴取の状況

なみっこっじゆうちょうの活用とスタッフが積極的に話しかけることにより、思ったことを言いやすい関係性を築けるように努めている。

5 その他（管理の実態を把握するために必要な事項、次年度の管理運営に向けた展望等）

子どもイベントとして和太鼓ワークショップを企画している。

令和5年度 年間ご利用者数

月	2階全室		子どもの家				フリースペース +カフェ		配本所				総計			
	月計	累計	子ども		大人の		月計	累計	児童		成人		月計	累計		
			月計	累計	月計	累計			月計	累計	月計	累計				
4	1,970	1,970	182	182	68	68	775	775	29	29	320	320	349	349	3,344	3,344
5	2,327	4,297	171	353	56	124	1,430	2,205	26	55	289	609	315	664	4,299	7,643
6	2,261	6,558	232	585	86	210	1,371	3,576	26	81	286	895	312	976	4,262	11,905
7	2,260	8,818	287	872	82	292	1,468	5,044	42	123	306	1,201	348	1,324	4,445	16,350
8	1,750	10,568	437	1,309	114	406	1,613	6,657	34	157	300	1,501	334	1,658	4,248	20,598
9	2,215	12,783	449	1,758	129	535	1,501	8,158	33	190	311	1,812	344	2,002	4,638	25,236
10	2,802	15,585	324	2,082	79	614	1,478	9,636	33	223	296	2,108	329	2,331	5,012	30,248
11	2,135	17,720	245	2,327	93	707	1,863	11,499	41	264	297	2,405	338	2,669	4,674	34,922
12	2,304	20,024	225	2,552	89	796	1,807	13,306	42	306	276	2,681	318	2,987	4,743	39,665
1	2,063	22,087	234	2,786	130	926	1,495	14,801	31	337	271	2,952	302	3,289	4,224	43,889
2	2,428	24,515	321	3,107	178	1,104	1,891	16,692	38	375	286	3,238	324	3,613	5,142	49,031
3	2,451	26,966	394	3,501	163	1,267	1,621	18,313	36	411	311	3,549	347	3,960	4,976	54,007
合計		26,966	3,501	12,677	1,267	4,768	18,313	411	3,549	3,960	54,007					

※フリースペース…フリースペースは1日に6回、カフェは1日に4回、その時点での滞在者を目視でカウントしたものの合計(10時・12時・14時・16時・18時・20時半の時点における滞在者数の為、来館者数・来客数とは差異があります)。

2023 年度 コミュニティセンター内コミカフェの状況

コミカフェ委員長 原屋敷典子
2024 年 4 月 16 日

1. 2023 年度の状況

2023 年度の売上・来客数は回復傾向にあるがコロナ禍以前には戻っていない。メニュー面での工夫（ソフトクリーム、アイス、あんみつ、クリームあんみつ、ピザトースト、ホットドッグ、お汁粉など）を行って売り上げ増を目指している。期末には焼きおにぎりもメニューに加えた。

2023 年度コミカフェ概況			
		売上	4,069,080 円
		売上個数	11,205
売上 個 数 内 訳	飲み物類	コーヒー・紅茶・ジュース	4,212
	スイーツ	ケーキ	1,372
		アイス・お汁粉・ソフトクリーム あんみつ・クリームあんみつなど	1,149
	ピザトースト	ピザトースト	387
	ホットドッグ	ホットドッグ・焼きおにぎり（含む：9 個）	258
	ランチ	日替わり	2,005
		カレー（含む：増量 62）	1,822
			来客数

2. 2023年度とコロナ期間の状況概略

2019年度の終わり前から始まったコロナの影響を強く受けてきたが、2023年度は売り上げは90%、売上個数は70%程度までの回復が見られた。

営業概況		2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
売上（円）		4,069,080	3,013,300	1,178,350	628,450	4,561,600	
売上個数		11,205	8,911	4,358	2,643	15,956	
売上 個 数 内 訳	飲みもの	4,212	3,785	2,204	1,532	8,365	
	スイーツ	2,521	1,978	970	339	3,035	
	ピザトースト ホットドッグ	645	516	256	11	0	
	ランチ	日替り	2,005	1,117	153	0	1,748
		カレー	1,822	1,515	775	761	2,808
来客数（人）		7,592	6,803	3,219	2,068	12,287	

以上

収入の部 [単位:円(税込み)]

科目	決算額 合計	決算額 (コミセン分)	決算額 (複合施設分)	摘要
委託料	25,322,000	20,917,000	4,405,000	
使用料	555,010	555,010	0	
印刷機	354,140	354,140		
コピー機	33,600	33,600		
その他	167,270	167,270		※カラオケ、ピアノなど
雑入	841,119	841,119	0	
複合施設維持管理費用	749,772	749,772		※該当施設のみ記載
コミカフェ売り上げ				
その他	91,347	91,347		※預金利息、祝い金等
引当金	1,148,736	1,148,736		※前年度から繰越した引当金の使途を必ず記載してください。 (前年度決算書の支出の部科目「引当金」と数値が一致していることを確認願います。)
令和4年度分返還金	223,756	223,756		市返還金
合計	28,090,621	23,685,621	4,405,000	

支出の部 [単位:円(税込み)]

科目	決算額 合計	決算額 (コミセン分)	決算額 (複合施設分)	摘要
人件費	10,251,496	7,478,116	2,773,380	
賃金	8,865,320	6,371,940	2,493,380	※最低賃金上昇等に伴う委託料の増額分を含む(R3.10月分～)
人件費	8,416,760	5,946,900	2,469,860	
其他人件費	448,560	425,040	23,520	※通常業務以外の勤務(休館日出勤、研修等出席、企画事業運営など)
有給休暇賃金	561,000	281,000	280,000	
管理者手当	720,000	720,000		館長2万、会計1万5千、副会長1万、書記5千、委員5千×2名)
税務処理費用	80,000	80,000		決算費用
法定福利費	25,176	25,176	0	
雇用保険	0			
労災保険	25,176	25,176		
事業費	614,838	614,838	0	
運営委員活動経費	37,404	37,404		※運営委員会等の会議に要する費用(資料作成、お茶、交通費、謝礼など)
企画事業費	577,434	577,434		※企画事業の企画運営に要する費用(講師謝礼、物品購入、レンタルなど)
事務費	2,803,220	2,653,221	149,999	
施設賠償責任保険	40,400	40,400		
消耗品・備品費	1,797,217	1,679,816	117,401	
消耗品費	1,139,838	1,070,308	69,530	
備品費	657,379	609,508	47,871	※内訳を記載してください。(別紙可)
システム予約トナー費	38,240	38,240		
通信費	474,178	469,271	4,907	
電話	79,447	74,540	4,907	
カラオケ	382,800	382,800		※使用料及び賃借料を含む
NHK受信料	11,931	11,931		
使用料及び賃借料	453,185	425,494	27,691	
コピー機	61,145	57,368	3,777	
印刷機	392,040	368,126	23,914	オフィスFW5231.日通リース ¥35640
管理費	9,524,291	8,980,918	543,373	
光熱水費	3,603,974	3,381,498	222,476	
電気	3,422,281	3,210,887	211,394	
水道	148,471	139,415	9,056	
ガス	33,222	31,196	2,026	※該当施設のみ記載
委託費	5,792,187	5,479,105	313,082	
警備	717,156	673,410	43,746	アルソック
清掃	2,634,218	2,473,531	160,687	サガノ
消防設備保守点検	117,700	110,521	7,179	平和防災
防火対象物点検	0			平和防災
空調設備保守点検	935,000	877,965	57,035	淡島空調
電気保守点検	356,400	354,225	2,175	新倉電機
昇降機保守点検	561,660	527,400	34,260	フジテック
自動ドア保守点検	132,000	124,000	8,000	神奈川ナブコ
受水槽清掃	0			委託業者名を記載してください。※該当施設のみ
浄化槽清掃	0			委託業者名を記載してください。※該当施設のみ
ピアノ調律	28,600	28,600		長谷川楽器
植木剪定料	309,453	309,453		
浄化槽水質検査	0			委託業者名を記載してください。※該当施設のみ
修繕費	128,130	120,315	7,815	※詳細な内訳を記載してください。(別紙可)
諸費用	291,496	291,496		
手数料	60,790	60,790		
令和4年度分返還金	223,756	223,756		市返還金
租税公課	865,200	719,300	145,900	
消費税納税	865,200	719,300	145,900	※売上(委託金)が1千万円を超える事業者を対象とした消費税
印紙代	0			※外部との委託契約書に貼付する印紙代など
引当金	1,487,083	1,120,000	367,083	
引当金(令和5年度分返還金)	1,968,451	1,543,186	425,265	
合計	28,090,621	23,685,621	4,405,000	

収入合計	28,090,621
支出合計	28,090,621
収入合計－支出合計	0

令和5年度 監査報告書

松浪地区まちぢから協議会の会計について標記の監査を行いましたのでその結果を下記の通り報告致します。

1 監査の対象

- ①松浪地区まちぢから協議会会計資料
- ②松浪自治会館会計資料
- ③松浪コミュニティーセンター指定管理業務会計資料
- ④子どもの家なみっこ指定管理業務会計資料
- ⑤松浪コミュニティカフェ会計資料

2 監査の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 監査実施の日時と場所

日時 令和6年4月19日 10時～

場所 松浪コミュニティセンター2F会議室1, 2

4 監査方法

会計帳簿並びに現金出納帳、貯金通帳、領収書類の提示を受けて以下の点について監査を行いました。

- ①収支の整合性の確認

5 監査の結果


各監査ともに計数に誤りはなく、現金、貯金通帳、帳簿類は良く処理、保管されている事を確認しました。

6 監査所見

令和6年4月19日

監事 中村 和美 

監事 辻 俊子 

監事 峯尾 武己 

監事 小村方 秀勝 

松浪地区まちぢから協議会規約の改正について（案）

新旧対照表(案)

改 正 後	改 正 前
第1条（名称及び所在地） 略	第1条（名称及び所在地） 略
第10条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。ただし、 <u>原則とし</u> <u>て3期までとする。</u>	第10条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。ただし、3期まで とする。
2 略	2 略
3 略	3 略
第11条（役員の解任） 略	第11条（役員の解任） 略
第37条（必要事項） 略	第37条（必要事項） 略

【改正理由】

- ・役員については、任期は2年で、3期までとしているが、担い手不足等の課題が多く存在することを鑑み、やむを得ない理由があると総会が認める場合は、この限りではないこととする。

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会役員選任（案）
（松浪地区まちぢから協議会規約第10条、第16条関係）

役職名	人数	氏 名	
会長	1	前田 積	
副会長	2	朝岡 通光	渡邊 勇次
会計	2	杉本 誠	中村 和美
書記	2	佐々木 睦子	中井 汎
監事	4	峯尾 武巳	平松 民平
		神野 未喜	辻 俊子

令和6年度 松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員選任（案）
 （松浪地区まちぢから協議会規約第16条関係）

役職名	人数	氏 名	
委員長	1	前田 積	
副委員長	2	朝岡 通光	(松浪コミカフェ管理運営委員会委員長) 原屋敷 典子
会計	1	杉本 誠	
常任委員	2	佐々木 睦子	中井 汎

※委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長、会計が務める。

令和年6年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和5年度就任時点】

役職名	人数	氏 名	
会長	1	前田 積（2期2年目）	
副会長	2	末松 一豊（3期1年目）	朝岡 通光（2期1年目）
会計	2	杉本 誠（3期2年目）	渡邊 勇次（1期1年目）
書記	2	佐々木 睦子（3期1年目）	中井 汎（1期1年目）
監事	4	峯尾 武巳（1期1年目）	小村方 秀勝（1期1年目）
		中村 和美（1期2年目）	辻 俊子（3期1年目）

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会推薦委員【令和5年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
推薦委員（会長）	前田 積（4年目）	総会	
推薦委員（松浪コミカフェ委員会委員長）	原屋敷 典子（4年目）	総会	
推薦委員（副会長）	朝岡 通光（2年目）	総会	

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

3 委員任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。

3. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和5年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
市民安全部会部会長	白石 壽明（7年目）	運営委員会	
市民安全部会副部会長	瀧川 一輝（3年目）	部会	
防災対策部会部会長	上原 新一（1年目）	運営委員会	
防災対策部会副部会長	谷口 哲（1年目）	部会	
自治会長部会部会長	渡邊 勇次（2年目）	運営委員会	
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子（5年目）	運営委員会	
松浪自治会館管理運営委員会会計	吉田 ひろみ（1年目）	運営委員会	

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 **部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。**

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【松浪コミカフェ管理運営委員会規約抜粋】

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長（協議会委員が務める） 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

（役員任期）

第7条 **役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。**

4. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和5年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長（協議会会長兼務）	前田 積（2期2年目）	館長 ※地域集会施設連絡会出席
副委員長	朝岡 通光（2期1年目）	※地域集会施設連絡会出席
副委員長（松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務）	原屋敷 典子（2期2年目）	
会計（協議会会計兼務）	杉本 誠（3期2年目）	
常任委員	中井 汎（1期1年目）	※協議会書記
常任委員	佐々木 睦子（3期1年目）	※協議会書記

* 議決区分は**総会**

* 委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約抜粋】

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (3) 委員長（協議会会長が務める） 1名
- (4) 副委員長 2名
- (5) 会計（協議会会計が務める） 1名
- (6) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

松浪地区まちぢから協議会 令和6年度事業計画書（案）

○事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと事業を実施する。

(1) 課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題の把握を行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

(2) 課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて組織の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

また、市の特定事業助成金を活用した取り組みを行い、課題解決や地区内のニーズ発掘に努め、よりよい地域社会を構築できる一助となるよう事業を展開していく。

(3) 広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動状況や地区の情報を地域住民に周知するために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

その中で、市の特定事業助成金を活用し、協議会の活動状況だけでなく、単位自治会や各種団体を含め地区の様々な情報を掲載した広報「まつなみだより」を発行し、各自治会等の協力の下、地域住民へ周知・啓発を行う。また、地区の様々な情報については協議会ホームページにも掲載し、積極的な情報発信に努める。

事業名	実施体制	発行回数	発行部数	周知方法
広報「まつなみだより」 発行事業	広報委員会	年3回 (6、12、3月)	各9,400部	全戸配布、公共施設等へ 配架、ホームページ掲載

(4) 人材発掘

部会の設置や様々な事業実施をしていく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

○事業等の計画

下記事業の詳細に関しては役員会・運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所	主催等
5月（土曜日）	松浪地区教職員歓送迎会	松浪コミセン	まちぢから協議会
6月（日曜日）	美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	茅ヶ崎海岸	協議会連絡会
8月（土曜日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校	体育振興会
9月（土曜日）	市民集会	松浪コミセン	まちぢから協議会
10月（土曜日）	コミセンまつり	松浪コミセン	まちぢから協議会
11月（日曜日）	地区防災訓練	松浪小・中学校	まちぢから協議会
1月（土曜日）	賀詞交歓会	松浪コミセン	まちぢから協議会
2月（土曜日）	10周年式典	松浪コミセン	まちぢから協議会
2月（水曜日）	視察研修	未定	まちぢから協議会

○会議の予定

規約第3条に掲げる目的達成のために必要な事業について、役員会・運営委員会において協議、決定する。

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会（適宜）	毎月第二水曜日（予定）
通年	運営委員会（適宜）	毎月第三水曜日（予定）

※なお、役員会・運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会関係行事予定一覧（案）

役員会（原則第2水曜日9：30～12：00 松浪コミュニティセンター）

4月10日（水）	第1回役員会	10月9日（水）	第7回役員会
5月8日（水）	第2回役員会	11月13日（水）	第8回役員会
6月12日（水）	第3回役員会	12月11日（水）	第9回役員会
7月10日（水）	第4回役員会	1月8日（水）	第10回役員会
8月14日（水）	第5回役員会	2月12日（水）	第11回役員会
9月11日（水）	第6回役員会	3月12日（水）	第12回役員会

総会・運営委員会（第3水曜日9：30～12：00 松浪コミュニティセンター）

5月15日（水）	総会・第1回運営委員会	11月20日（水）	第7回運営委員会
6月19日（水）	第2回運営委員会	12月18日（水）	第8回運営委員会
7月17日（水）	第3回運営委員会	1月15日（水）	第9回運営委員会
8月21日（水）	第4回運営委員会	2月19日（水）	視察研修・第10回運営委員会
9月18日（水）	第5回運営委員会	3月19日（水）	第11回運営委員会
10月16日（水）	第6回運営委員会		

*まちぢから連絡協議会…定例会 毎月第2水曜日

主催及び関連行事等

期 日	行 事	場 所	主催等
5月（土曜日）	松浪地区教職員歓送迎会	松浪コミュニティセンター	○
6月（日曜日）	美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	茅ヶ崎海岸	○
8月（土曜日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小	体振
9月（土曜日）	松浪地区市民集會	松浪コミュニティセンター	○
10月（土曜日）	コミセンまつり	松浪コミュニティセンター	○
10月（日曜日）	地区市民体育祭	松浪小	体振
10月（日曜日）	福祉ふれあいまつり	松浪小	社協
11月（日曜日）	地区防災訓練	各小中学校	○
1月（土曜日）	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター	○
2月（土曜日）	10周年式典	松浪コミュニティセンター	○
2月（土曜日）	ふれあいネットワーク交流会	松浪コミュニティセンター	社協
2月（水曜日）	視察研修	未定	○

※期日未定（例年開催の月及び曜日のみ記載）

○は主催（共催）事業

松浪朝市（第1・第3日曜日 8：00～9：00）

4月 7・21	7月 7・21	10月 6・20	1月 19 ※
5月 5・19	8月 4・18	11月 3・17	2月 2・16
6月 2・16	9月 1・15	12月 1・15	3月 2・16

※ 1月は年末年始の関係から第3日曜日のみ

部会

開催日時	会議	その他
通年	防災対策部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	自治会長部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	市民安全部会	詳細は、部会における事業計画に基づく

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会 予算書(案)

議案第11号

令和6年4月1日～令和7年3月31日

収入				支出			
項目	昨年度決算	予算	摘要	項目	昨年度決算	予算	摘要
繰越金	772,046	769,597	R5繰越金	会議費	29,525	30,000	総会費用等
現金	13,077	40,141		事務費	33,434	35,000	事務用品他
普通預金	758,969	729,456		助成費	156,620	156,620	7,831世帯×20円
未払金				松浪小学校区青推協	104,940	104,940	5247世帯×20円
分担金	447,000	447,450	7,829世帯×50円＋ 14自治会×4,000円	緑が浜小学校区推進協	21,180	21,180	1,059世帯×20円
受取利息	7	7		汐見台小学校区推進協	30,500	30,500	1,525世帯×20円
雑収入	422,146	481,500		渉外費	97,900	100,000	会長、副会長活動費
朝市懇親会	0	46,500	31名会費1,500円想定	通信費	33,000	33,000	運営委員一人1,000円
賀詞交歓会会費・祝金	138,000	150,000	75名会費2,000円想定	慶弔費	0	10,000	
その他	75,000	75,000	会長部会会費、他	役員費	40,000	40,000	会長・副会長・会計・書記
研修参加費	209,146	210,000	研修会参加費、他	雑費・消耗品費	4,020	5,000	振り込み手数料等
補助金	734,328	750,000		事業費	1,140,442	1,395,000	
地区自治会連合会等	0	0		市民集会	2,500	20,000	未定
地区防災訓練	130,700	140,000	松浪地区7,000世帯以上	松浪朝市	2,318	75,000	朝市告知、懇親会
地域コミュニティ活動 運営等助成金	250,000	250,000	松浪地区まちぢから協議会 運営等助成金	賀詞交歓会	220,946	240,000	令和5年1月予定
特定事業助成金	353,628	360,000	まつなみだより印刷代 HPデータ管理費	防災対策部会	194,476	200,000	部会、防災訓練費用
				市民安全部会	36,850	50,000	部会、講習会等
				自治会長部会	85,500	100,000	随時部会開催費用等
				広報委員会	0	10,000	広報委員活動費
				研修費	69,850	100,000	運営委員研修会
				コミュニティ活動費	0	40,000	備品、他
				特定事業助成金	353,628	360,000	まつなみだより3回発行
				先生歓送迎会	174,374	200,000	
				予備費	0	20,000	
				茅ヶ崎市へ戻し金	70,989	6,372	
合計	2,375,527	2,448,554		次期繰越金	769,597	617,562	
				合計	2,375,527	2,448,554	

令和6年度松浪コミュニティセンター事業計画(案)

1. 施設の管理運営に関する業務

①施設の使用承認・変更・取消し等に関する業務

(ア) 使用対象施設の使用申込みの受付、使用承認(変更、取消しを含む。)について、茅ヶ崎市地域集会施設条例(平成10年茅ヶ崎市条例第3号。以下「条例」という。)及び茅ヶ崎市地域集会施設条例施行規則(平成10年茅ヶ崎市規則第3号。以下「規則」という。)を遵守して行います。

ただし、規則第4条第2項の規程については、次の運用を行います。

- ・規程の申請期間前(使用日の1ヶ月前より前)においても、地域住民の自主的活動の推進が特に図れる団体の優先予約を認めます。
- ・規程の申請期間後(使用日の3日前より後)においても、使用対象施設に空きがある場合については、当日までの使用申請を受付けることとします。
- ・規程の申請時間外においても、17時まで申請を受付けることとします。

(イ) 使用対象施設の使用区分については、午前9時から午後1時、午後1時から午後5時、午後5時から午後9時(7月から9月にあつては、午後9時30分)の3区分とします。

ただし、使用の申請時に2以上の団体が同区分の申請をした場合に、これらの団体の協議により同区分内で2以上の団体の使用が決定した場合は、この使用を認めることとします。

(ウ) 使用対象施設の使用に当たっては、団体登録をして管理することとして、次のルールを定めます。

- ・月毎に利用できる区分数の上限は4回までとします。

ただし、5週目がある月においては、5週目の週においては上限数を適用しないこととします。

また、規則第4条第2項に定める申請期間後(使用日の3日前より後)における使用申請についても上限数を適用しないこととします。

- ・団体登録の最低人数は5名とします。

(エ) 使用対象施設の利用状況については市が導入している CULTOS-V 施設予約管理システムを活用し、実績を記録することで、市が集計結果を随時確認できる環境を整えます。

(オ) 茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)の定めに従って、使用申込みの受付、使用承認(変更、取消しを含む。)を行います。

②施設及び附属設備等の利用者への便宜供与に関する業務

(ア) 施設及び附属設備等の利用者にはわかりやすい利用案内と会議室等の空き状況の問い合わせに関する適切な対応を行うとともに、適宜利用者との打合せ等を行います。

(イ) 受付において利用者への適切な対応を行います。

(ウ) 利用者が気軽に訪れ、わかりやすく利用することができるよう施設内外に表示等を行います。

(エ) 各種パンフレットを閲覧できるようにし、常時整理整頓を行います。また、他の公共施設等のパンフレット、公的機関の発行物、地域活動団体のチラシ等についても、市や各種団体からの依頼に応じ閲覧等に供します。

(オ) 各会議室等に付随する附属設備の貸出しの運用をします。

※令和5年5月より全面解除しています。

③職員体制に関する業務

- (ア) 施設の管理運営に必要な職員の人数配置を行います。また、配置に当たっては、施設の管理運営に関する十分な知識を持ち、施設の利用等に係る問い合わせに対応できる職員を配置します。
- (イ) 施設の管理運営及び地域住民の自主的活動の推進に必要な知識と技術の習得に努める。

2. 地域住民の自主的活動の推進に関する業務

①地域住民の交流と参加を促進するための事業の実施に関する業務（企画事業）

- (ア) 指定管理料の範囲内において、地域住民の自主的活動の推進及び地域住民の交流と参加を促進するための事業を別紙のとおり企画し、実施します。
- (イ) 事業実施のために施設を利用する際は、他の利用者の活動に支障が出ないように、事業の日程・期間に配慮します。

②広報に関する業務

- (ア) 指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者の団体名等を表示します。
- (イ) 事業の実施に当たっては、事前の広報等を行います。
- (ウ) その他施設利用率の向上やサービス向上、利用促進のため、次の広報を行います。
- ・ 広報紙「松浪コミセンだより」12回／年、HPにて周知
 - ・ ホームページ「松浪コミュニティセンターホームページ」随時更新中

3. 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

- (ア) 施設及び附属設備等の清掃業務や保守定期点検業務等は関係法令を遵守するとともに、市が作成する「施設管理者のための建物維持管理の手引き」を基本に、必要な回数を必ず行い、安全・快適な環境を維持します。定期点検には、電気設備・自動ドア・空調設備・放送機器・エレベーター・コピー機等があります。
- (イ) 施設及び附属設備等の維持管理にあたっては、保守管理・備品管理を適切に行い、施設及び附属設備等並びに備品の劣化や損傷、あるいは性能に不具合があるときは、利用者の利便性及び安全確保を考慮し、支障のない範囲まで回復させます。また、施設の機能を向上させる目的での小規模な改修・改造・改装に関しては、修繕に含み、予算の範囲内で対応します。
- (ウ) 本年度は、建物維持管理調査をもとに修繕等を予定しています。

4. 経営管理に関する業務

収支予算は別紙のとおりです。

- (ア) 必要な事項を記載した年次報告書、月次報告書を作成、期日までに市へ提出します。また、次年度の事業計画書及び収支予算書を当該年度の開始前までに提出します。
- (イ) 茅ヶ崎市「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」に基づき、四半期ごとに市が実施する実地調査等に対応します。
- (ウ) 施設に関わる利用統計や利用状況等について、必要に応じて報告することとします。

5. 危機管理に関する業務

- (ア) 災害や緊急事態への対応に関する業務として、災害時及び緊急時対応マニュアルの作成や消防法令に基づく書類の提出、消防訓練を実施します。なお、訓練日程は4月と10月に実施予定です。
- (イ) 緊急事態発生時には利用者の避難、誘導、安全確保等、的確な対応を行います。また、緊急時の連絡先は別紙のとおりです。(令和5年度に同じ)
- (ウ) 感染症対策については、別紙ガイドラインのとおり行います。令和6年3月時点ではコロナ期比較してアルコール消毒など一部解除・軽減されています。

6. その他の業務

- (ア) 施設の設置趣旨をふまえ、認定コミュニティが行う公益を増進するための活動を、施設運営に支障のない範囲で支援することとします。また、地域において公益的な活動を行う各種団体の活動についても、施設運営に支障のない範囲で支援するよう努めます。
- (イ) その他必要な管理運営業務を行います。

7. 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会からの意見への対応

- 1 開館10周年にあたる令和6年度の事業費が高いことから、現時点で想定される企画を申請書に記載してほしい。
→ すでに対応済み
- 2 利用者数が頭打ちの傾向にあるので、利用者の意見聴取を行いながら、更に施設の長所を伸ばせるような運営に努めてほしい。
→ 2月に利用者意見交換会を実施し、利用者目線によるコミセンの利便性向上に努めた。また、松浪地区の小学生を対象にした「和太鼓体験会」(保護者同伴)を通して利用者拡大に向けた企画事業を7月頃に実施予定である。
- 3 松浪コミュニティセンターと子どもの家なみっこの、それぞれ担当する組織体制がわかる組織図を作成してほしい。
→ すでに対応済み

令和6年度 松浪コミュニティセンター 管理運営委託業務
 地域住民の自主的活動の推進及び地域住民の交流と参加を促進するための事業
 (企画事業)

実施時期	事業名等	内容 (事業概要、参加見込み人数、総経費、 参加費等の目安等)
5月19日	こみせん寄席	落研(慶応大学生)の落語会 見込み人数90名、¥50,000-
7月28日	体験会	ミニコンサートとこみせん利用団体の活動紹介及び活動体験 見込み人数100名、¥20,000-
10月27日	こみせん祭り	こみせん利用団体の活動発表や屋台など 見込み人数10,00名、 ¥500,000-
2月15日	10周年行事	記念式典とイベント開催予定 見込み人数200名、 ¥100,000-
3月	桜コンサート	ピアノやバイオリンによるコンサート 見込み人数120名、¥46,000-

令和6年度子どもの家なみっこ事業計画（案）

1 施設の管理運営に関する業務

(1) 施設の管理運営に関する業務

ア 施設及び附属設備等の利用者への便宜供与に関する業務

- (ア) 受付において利用者への適切な対応を行います。
- (イ) 利用者が気軽に訪れ、わかりやすく利用することができるよう施設内外に表示等を行います。
- (ウ) 子どもの家の利用者向け各種パンフレットや子育てサークル、スポーツ少年団、近隣保育園通信等の案内を掲示・閲覧できるように常時整理整頓を行います。また、市からの依頼に応じ閲覧等に供します。
- (エ) 継続して毎月日本の伝統文化や季節を感じられる壁装飾を作成します。また、来室者参加型の展示が定着してきたので、未就園児から小学生までが楽しめるように更に工夫をして増やしていきます。

イ 企画事業等の実施に関する業務

毎月一回の「なみっこおはなしかい」と「なみっこさらまわし」を企画実行します。

ウ 広報に関する業務

施設情報や利用者にはわかりやすい利用案内、事業実施にあたっての広報を行います。
松浪コミセンだよりにより毎月なみっこ通信として室内装飾を掲載するとともにHPには当月の壁装飾をリアルタイムで掲載する他バックナンバーでこれまでの壁装飾も見られるようにします。

エ その他施設の運営に関する業務

- (ア) 利用者の利便性向上と施設の有効活用を図ります。
- (イ) 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等について整理します。

2 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(1) 施設及び附属設備等の清掃業務や保守定期点検業務等は関係法令を遵守するとともに、市が作成する「施設管理者のための建物維持管理の手引き」を基本に、必要な回数を必ず行い、安全・快適な環境を維持します。

(2) 施設及び附属設備等の維持管理にあたっては、保守管理・備品管理を適切に行い、施設及び附属設備等並びに備品の劣化や損傷、あるいは性能に不具合があるときは、利用者の利便性及び安全確保を考慮し、支障のない範囲まで回復させます。また、施設の機能を向上させる目的での小規模な改修・改造・改装に関しては、修繕に含み、予算の範囲内で対応します。

(3) 本年度は子ども用トイレのレバーの調整とトイレ入口にチャイルドガードを設置する予定です。

3 経営管理に関する業務

- (1) 必要な事項を記載した年次報告書、月次報告書を作成、期日までに市へ提出します。また、次年度の事業計画書及び収支予算書を当該年度の開始前までに提出します。
- (2) 施設の利用者や事業の参加者を対象に、アンケートを実施します。
- (3) 茅ヶ崎市「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」に基づき、四半期ごとに教育委員会が実施する実地調査等に対応します。
- (4) 施設に関わる利用統計や利用状況等について、必要に応じて報告します。

*令和5年度なみっこ利用者数【こども 3383 人】【大人 1216 人】

4 危機管理に関する業務

- (1) 災害や緊急事態への対応に関する業務として、消防訓練を実施します。災害発生時及び緊急時対応マニュアルは消防訓練の結果等を受け適宜修正を行い、修正があった場合は教育委員会へ報告します。また、消防法令に基づく書類の提出等の対応を行います。なお、消防訓練は4月と10月に実施予定です。
- (2) 緊急事態発生時には利用者の避難、誘導、安全確保等、的確な対応を行い、教育委員会へ報告します。また、緊急時の連絡先は別紙のとおりです。
- (3) 感染対策については引き続き感染予防対策を行います。

5 その他の業務

- (1) 保護者や小学生との積極的な対話を心掛け、気軽に意見や要望を口に出してもらえるような人間関係の構築に務めるとともに他の公共施設の情報収集も行います。またなみっこじゆうちょうも継続して記入しやすい場所に置きます。
- (2) その他必要な管理運營業務を行います。

6 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会からの意見への対応

令和6年度 子どもの家なみっこ 管理運営委託業務
 企画事業等の実施に関する業務

実施時期	事業名等	内容 (事業概要、参加見込み人数、総経費等)
毎月1回	なみっこ おはなしかい	松浪開き読みの会の全面協力で1回20分ほど手遊びや絵本の読み聞かせを行う 参加見込み人数各10名 経費0円
7月、8月	なみっこ皿回し	2時間～3時間 皿回しに特化した日を設ける 参加見込み人数 8名 経費0円

収入の部

[単位:円(税込み)]

科目	予算額 合計	予算額 (コミセン分)	予算額 (複合施設分)	摘要
委託料	25,348,000	20,947,000	4,401,000	
使用料	380,000	380,000	0	
印刷機	300,000	300,000		
コピー機	30,000	30,000		
その他	50,000	50,000		※カラオケ、ピアノなど
雑入	4,744,000	4,744,000	0	
複合施設維持管理費用	744,000	744,000		※該当施設のみ記載
その他	4,000,000	4,000,000		コミカフェ売り上げ
引当金	1,487,083	1,120,000	367,083	1,2階机、テーブル¥1000、事務所椅子140、看板500、記念タオル150、電子レンジ300、コーヒーメーカー100
引当金(令和5年度分返還金)	1,968,451	1,543,186	425,265	市返還金
合計	33,927,534	28,734,186	5,193,348	

支出の部

[単位:円(税込み)]

科目	予算額 合計	予算額 (コミセン分)	予算額 (複合施設分)	摘要
人件費	9,650,966	6,370,870	3,280,096	
賃金	8,062,200	5,158,600	2,903,600	
人件費	7,217,280	4,313,680	2,903,600	
其他人件費	844,920	844,920		※通常業務以外の勤務(休館日出勤、研修等出席、企画事業運営など)
有給休暇賃金	672,000	336,000	336,000	
管理者手当	720,000	720,000		月会長20、副会長10、会計15、委員3名各5
税務処理費用	80,000	80,000		
法定福利費	116,766	76,270	40,496	
雇用保険	88,742	57,965	30,777	
労災保険	28,024	18,305	9,719	
事業費	5,957,660	5,957,660	0	
運営委員活動経費	113,000	113,000		※運営委員会等の会議に要する費用(資料作成、交通費、謝礼など)
企画事業活動費	1,844,660	1,844,660		桜コンサート、コミセン祭り、落語、10周年式典、七夕コンサート
コミカフェ事業費	4,000,000	4,000,000		
事務費	3,471,963	2,916,507	555,456	
施設賠償責任保険	40,320	40,320		※補償概要を記載してください。
消耗品・備品購入費	1,952,491	1,463,958	488,533	
消耗品費	1,318,531	913,958	404,573	
備品費	633,960	550,000	83,960	事務所椅子、1,2Fテーブル、電子レンジ、コーヒーメーカー他
システム予約トナー費	50,000	46,911	3,089	※市(デジタル推進課)のリースしているプリンタ用
通信費	649,152	633,499	15,653	
電話	253,398	237,745	15,653	
カラオケ	382,800	382,800		DKカラオケ通信費月¥31900
NHK受信料	12,954	12,954		
使用料及び賃借料	780,000	731,819	48,181	
コピー機	300,000	281,469	18,531	三菱HCビジネスリース
印刷機	480,000	450,350	29,650	NXTCリース¥35640
管理費	11,422,494	10,489,963	932,531	
光熱水費	4,395,269	4,140,499	254,770	
電気	4,192,949	3,950,677	242,272	
水道	164,827	154,645	10,182	
ガス	37,493	35,177	2,316	※該当施設のみ記載
委託費	5,895,225	5,584,547	310,678	
警備	662,580	622,826	39,754	アルソック¥45480、リース¥9735
清掃	2,831,845	2,674,320	157,525	サガノ
消防設備保守点検	67,000	62,861	4,139	平和防災
防火対象物点検	40,000	37,529	2,471	平和防災
空調設備保守点検	935,000	879,407	55,593	淡島空調
電気保守点検	324,000	303,986	20,014	新倉電機
昇降機保守点検	382,800	359,154	23,646	フジテック
自動ドア保守点検	122,000	114,464	7,536	ナブコ
受水槽清掃	0			
浄化槽清掃	0			
ピアノ調律	30,000	30,000		長谷川楽器
植木剪定料	500,000	500,000		大須賀造園
浄化槽水質検査	0			
修繕費	1,132,000	764,917	367,083	
手数料、諸費用	456,000	456,000		清掃用具リース、カーテン洗濯代、振込手数料等
令和5年度分返還金	1,968,451	1,543,186	425,265	市返還金
租税公課	1,000,000	1,000,000	0	
消費税納税	1,000,000	1,000,000		※売上(委託金)が1千万円を超える事業者を対象とした消費税
印紙代	0			※外部との委託契約書に貼付する印紙代など
引当金	0			
合計	33,927,534	28,734,186	5,193,348	

松浪地区まちぢから協議会規約（案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

（区域）

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

（目的）

第3条 本会は、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとおふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関する事。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関する事。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさぎなみの代表

- (6) 地区体育振興会の代表
 - (7) 地区スポーツ少年団の代表
 - (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (11) 汐見台小学校PTAの代表
 - (12) 緑が浜小学校PGTの代表
 - (13) 松浪小学校PTAの代表
 - (14) 松浪中学校PTAの代表
 - (15) 食生活改善推進団体の代表
- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
 - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 4名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は、事務局を総括する。

5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、原則として3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。

3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項

- (3) まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約の制定及び改正に関する事項
- (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項
- (9) 松浪コミュニティセンターの役員を選任及び解任に関する事項
- (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項
(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 本会に関係する規程等の制定及び改正に関する事項
- (6) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (7) 松浪コミカフェの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (8) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (11) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (12) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
（部会の構成）

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、原則委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）
（部会長及び副部会長の職務）

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。
（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（部会の招集）

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会の審議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。
（松浪コミュニティセンターの管理運営）

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。
(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(設立年月日)

第36条 本会の設立年月日は、平成25年5月31日とする。

(必要事項)

第37条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月15日から施行する。